

217 英吉利法律学校長増島六一郎から私立法律学校特別監督

条規改正の件に付回答 (明治二十年) 九月二十八日

監督条規御改正ニ付参考ノ為メ意見可申出旨御照介之処本校ニ
於テハ別ニ意見無御座候条右及御回答候也 (ママ)

九月二十八日 英吉利法律学校長 増島六一郎

監督委員長 穂積陳重殿

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、㊹